

## 第2回 静岡市災害義援金配分委員会 次第

令和5年2月20日（月）  
9時30分から11時まで  
静岡庁舎 新館9階 特別会議室

### 1 開会

### 2 保健福祉長寿局次長挨拶

### 3 報告事項

- (1) 災害義援金の募集状況について
- (2) 災害義援金の配分状況について
- (3) 被災状況について

…資料1

### 4 審議事項

災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について

…資料2

- (1) 追加する配分対象
- (2) 追加する配分基準
- (3) 第2回配分金額
- (4) 配分時期及び配分方法

…資料3

### 5 閉会

#### 【参考資料】

参考資料1 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

参考資料2 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

参考資料3 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第2回配分額の送金及び第3回配分（最終配分）の考え方について（令和5年2月13日付静岡県通知）

## 報告事項1 静岡市災害義援金の募集状況

令和5年2月17日時点の静岡市災害義援金総額は、60,832,579円です。前回審議時（47,302,778円 令和4年11月21日時点）より13,529,801円増加しました。

一方、令和4年台風第15号災害静岡県義援金は363,382,309円であり、前回静岡市に配分された131,140,000円を上回る193,975,000円が第2回配分として市に割り当てられました。さらに、県からは第3回配分が予定されています。

## 報告事項2 災害義援金の配分状況について

第1回配分の交付については、以下のとおり順調に申請を受理し、順次配分が行われています。未申請の方には再度申請の御案内をお送りしています。

令和5年2月24日振込予定分までの累計

	件数				申請率	交付済額
	発送	到着	処理済	未処理		
葵区	618	547	547	0	88.51%	24,304,000円
駿河区	144	123	123	0	85.42%	4,314,000円
清水区	2,978	2,754	2,754	0	92.48%	125,053,000円
合計	3,740	3,424	3,424	0	91.55%	153,671,000円

## 報告事項3 被災状況について

前回審議時における被災見込み件数は以下のとおりでした。

令和4年11月21日時点

人的被害			物的被害								
死者	重傷者	軽症者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	合計
0	0	0	4	7	109	2,205	1,004	272	33	1,396	5,030

災害見舞金の交付申請により新たに重傷者に該当する人的被害が判明しました。

令和5年2月9日時点

人的被害			物的被害								
死者	重傷者	軽症者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水	合計
0	12	0	4	10	125	2,353	959	300	46	1,655	5,464

## 審議事項 1 災害義援金の交付の対象、基準、時期及び方法について

第 1 回配分委員会の審議結果に沿って、以下のように第 1 回配分を行っているところです。

第 1 回配分 県と同程度の比率で 定額配分	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1 件当たりの配分額	111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000	0
うち市義援金	22,000	16,000	13,000	11,000	5,000	2,000	2,000	0
うち県義援金	89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0

人的被害（重傷者）の判明により、人的被害に対する配分について決定する必要が生じています。

被災 区分	人的被害			物的被害							
	死者	重傷者	軽症者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
件数	0	12	0	4	10	125	2,353	959	300	46	1,655
第 1 回 配分額		未決定		111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000	0

つきましては、令和 4 年台風第 15 号により死亡した者及び負傷したと診断された者として災害見舞金の交付を受けた者を対象として、交付された静岡市災害見舞金の人的被害の区分に応じた配分を行うことについて、審議をお願いします。また、県から市町への県義援金の振り込みが当初予定の 2 回から 3 回に変更されたことに伴い、市から被災者への第 2 回配分を実施するにあたっての配分金額も合わせて審議願います。

## 1 配分対象

災害義援金は市内外の皆様から寄託いただいた浄財を原資とすることから、人的被害についても確かに損傷を負った被災者に公正かつ適切に配分することが求められます。

既に診断書を添えて人的被害の申告があった災害見舞金交付対象者を災害義援金の配分対象とすることで、漏れなく被災者に申請の勧奨ができ、申請受理及び審査手続において市が迅速に確認することが可能になり、災害義援金を早期支給につなげることができます。

※ 軽症者（令和 4 年台風第 15 号により負傷し、1 月未満で治癒できる見込みの者）は、災害見舞金の交付対象に含まれないことから、災害義援金の対象にも含まれません。

※ 行方不明者についても、災害見舞金の交付対象に含まれないことから、災害義援金の対象にも含まれません。行方不明者には、市から災害弔慰金が交付されます。

既決の配分対象	物的被害：罹災原因が令和 4 年台風第 15 号であり、被災家屋の所在地が静岡市内である住家に居住する世帯として罹災証明を交付された者
新たに加える配分対象案	人的被害：令和 4 年台風第 15 号により死亡又は負傷した市民として静岡市災害見舞金の交付を受けた者

## 2 配分基準

物的被害の被災者は、罹災証明申請及び発行の履歴が被災台帳に登録済であるため、申請勧奨をし、順次配分申請を受け付けることができます。

災害見舞金交付対象者についても、既に被災台帳に登録済であるため、災害見舞金の交付基準を基に漏れなく申請を御案内し、速やかに配分申請をしていただけるよう取り計らうことができます。

既決の配分基準	🏠物的被害：交付された罹災証明の被害の程度
新たに加える配分基準案	👤人的被害：交付された静岡市災害見舞金の人的被害の区分 ・災害により、死亡した市民（災害見舞金 100,000 円） ・災害により、負傷し、1 箇月以上の治療を要する見込みのある市民（災害見舞金 50,000 円）

## 3 第 2 回配分金額

限りある災害義援金を公正に配分し、被災の程度に見合った金額を生活再建に役立てていただくため、被災者数及び総額を勘案して適切かつ有効な配分比率を決定しなければなりません。

物的被害に対する第 1 回配分においては、迅速性の観点から一定の金額を配分することとしました。

当初、市から被災者へは 2 回に分けて配分することを想定していましたが、県から市への第 2 回配分が 2 月にも振り込まれるとの決定を受け、市としても物的・人的双方の被災者に第 2 回配分を繰り上げて交付することとします。第 2 回配分金額決定のための配分シミュレーション※ 1 は、資料 3 のとおりです。

第 1 回配分金額	県義援金と市義援金を合わせて配分 🏠物的被害：県義援金分 県義援金の第 1 回の配分単価と同額 市義援金分 県義援金の第 1 回の配分単価と同程度の比率
第 2 回配分金額案	第 1 回配分金額算定に準じて県義援金と市義援金を合わせて配分 🏠物的被害：県義援金分 県義援金の第 2 回の配分単価と同額 市義援金分 県義援金の第 2 回の配分単価と同程度の比率 👤人的被害：県義援金分 県義援金の第 2 回の配分単価と同額 ※ 2、※ 3 市義援金分 県義援金の第 1 回、第 2 回の配分単価合計と同程度の比率

※ 1 シミュレーションにおいては、前回同様、以下のリスクを勘案した金額としています。

- ・一次調査（被害の大きかった地域へのローリング調査）で床上浸水とされたが罹災証明未申請の方、一時調査で把握していない被災者の方から罹災証明交付申請がある可能性があります。
- ・災害見舞金や災害義援金の交付対象であることを知った死者の御遺族又は重傷者が申請してくる可能性があります。
- ・県への被災件数最終報告後に到達した配分申請については、県義援金を市義援金で補填します。

※ 2 重傷者に対する県義援金の配分単価は、「※重傷者は、第 1 回配分において市町から被害報告はなかったが、第 2 回配分に当たり新たに報告があったため、今回の配分に計上した。」とされており、第 1 回との合計配分単価は、以下のとおり「半壊」と同額です。

被災区分	県：第 1 回配分単価	県：第 2 回配分単価	県：合計 配分単価
重傷者	0	106,000	106,000
半壊	44,000	62,000	106,000

※3 死者に対する県義援金の配分単価は、以下のとおり「全壊」と同額です。

被災区分	県：第1回配分単価	県：第2回配分単価	県：合計 配分単価
死者	89,000	122,000	211,000
全壊	89,000	122,000	211,000

#### 4 配分時期及び配分方法

物的被害に対しては、第1回配分委員会終了後12月下旬から予め印字した申請書を送付し、返送された申請を基に随時配分を行っています。

当初県から市への県義援金の振り込み後の3月に、市から被災者へ配分することを想定していましたが、2月に県から市への第2回配分が2月にも振り込まれるとの決定を受け、市としても当初計画していた第2回配分を繰り上げ、速やかに被災者に配分することが求められます。

新たに配分対象となる人的被害についても、令和5年2月2日に開催された県募集・配分委員会を経て決定された被災市町への第2回配分額に準じた配分を行うこととなります。被災者からの申請受付期限は当初予定通り申請は2月末をもって締め切ることとしますので、人的被害の配分対象者については、本来の申請期限である2月末までに配分申請を返送していただくよう、2月中に個別に申請手続きを御案内し、申請を勧奨することといたします。

なお、被害区分に応じた最終的な配分比率については、令和4年台風第15号災害静岡県義援金の総額及び交付申請受付総数が確定した後に開催する第3回配分委員会において審議し、最終決定された配分金額を交付します。

#### 変更後の配分時期及び配分方法案

静岡県	静岡市
9/27 義援金受付開始	9/30 義援金受付開始
11/18 第2回県委員会	
11/22 第1回配分額の通知	
	11/28 第1回市委員会
11/29 第1回配分額を市町へ送金	
🏠被災者への案内通知	
🏠被災者へ第1回振込	
12/28 義援金の受付期間終了	12/28 義援金の受付期間終了
2/2 第3回県委員会	
2/6 第2回配分額の通知	
	2/20 第2回市委員会
👤人的被害を受けた被災者への案内通知	
🏠👤被災者へ第2回振込	
	2/28 配分申請締め切り（当初予定通り）
3月上旬 第3回配分額の通知	
	3月～4月 第3回市委員会
🏠👤被災者へ第3回振込	
配分用口座閉鎖、清算、監査報告	配分用口座閉鎖、清算
	4月～5月 第4回市委員会

県に報告した被災件数		見舞金交付件数		罹災証明交付済件数								合計	
		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水		
第1回県からの配分 11/9時点 11/29領収済	件数	0	0	4	6	106	2,140	965	1,116	30	1,316	5,683	件
第2回県からの配分 1/11時点 2/14領収済	件数	0	11	4	9	123	2,336	960	292	39	1,597	5,371	件
第3回県からの配分 3月領収予定	件数												
県からの配分 合計	件数												
県への被災件数最終報告から2月末の配分申請締切までの誤差分の不足見込み (第2回市配分審議時想定件数の2%程度)	件数	0	0	0	0	2	52	19	11	0		84	件

県義援金(静岡市分)	
131,140,000	円
193,975,000	円
α	
325,115,000	円 + α
7,014,000	円

市が審議において用いた被災件数		見舞金交付件数		罹災証明交付済件数								合計	
		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水		
被災直後の一次調査	件数								4,272		1,536	5,808	件
第1回市配分審議時 11/21時点確定	件数	0	0	4	7	109	2,205	1,004	272	33	1,396	5,030	件
一次調査把握数を上限とした増見込	件数						336		336		140	811	件
第1回市配分審議時 想定	件数	0	0	4	7	109	2,541	1,004	608	33	1,536	5,841	件
第2回市配分審議時 2/9時点確定	件数	0	12	4	10	125	2,353	959	300	46	1,655	5,464	件
一次調査把握数を上限とした増見込	件数		35				261		261			556	件
第2回市配分審議時 想定	件数	0	47	4	10	125	2,614	959	561	46	1,655	6,020	件

単位：人 単位：世帯、棟

市義援金 受付総額	
60,832,579	円
第1回審議時点 47,302,778	円

第1回配分金額 県と同程度の比率で定額配分		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額			111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000	0
うち市義援金分	金額			22,000	16,000	13,000	11,000	5,000	2,000	2,000	0
うち県義援金分	金額	89,000		89,000	66,000	55,000	44,000	22,000	8,000	8,000	0

義援金 配分見込額 (罹災証明・見舞金交付済分)	
合計	168,532,000 円
市	33,243,000 円
県	135,289,000 円

第2回配分金額案 県と同程度の比率で定額配分		死者 ※1	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	242,000	121,000	131,000	99,000	83,000	66,000	33,000	14,000	14,000	0
うち市義援金分	金額	31,000	15,000	9,000	7,000	6,000	4,000	2,000	1,000	1,000	0
うち県義援金分	金額	122,000	106,000	122,000	92,000	77,000	62,000	31,000	13,000	13,000	0

義援金 配分見込額 (罹災証明・見舞金交付済分)	
合計	205,130,000 円
市	12,712,000 円
県	192,418,000 円

第1回・第2回配分金額合計		死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	一部損壊 床下浸水
1件当たりの配分金額	金額	242,000	121,000	242,000	181,000	151,000	121,000	60,000	24,000	24,000	0
うち市義援金の配分金額	金額	31,000	15,000	31,000	23,000	19,000	15,000	7,000	3,000	3,000	0
一部損壊床上浸水を1とした比率	率	10.333倍	5.000倍	10.333倍	7.667倍	6.333倍	5.000倍	2.333倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍
うち県義援金の配分金額	金額	211,000	106,000	211,000	158,000	132,000	106,000	53,000	21,000	21,000	0
一部損壊床上浸水を1とした比率	率	10.048倍	5.048倍	10.048倍	7.524倍	6.286倍	5.048倍	2.524倍	1.000倍	1.000倍	0.000倍

義援金 配分見込額 (罹災証明・見舞金交付済分)	
合計	373,662,000 円
市	45,955,000 円
県	327,707,000 円

第3回配分のための留保額	
合計	12,285,579 円
市	14,877,579 円
県	-2,592,000 円 ※2

※1 1件当たりの配分金額は第1回県義援金分の配分金額(89,000円)を含みます。

※2 第3回配分を領収見込みであるため大幅な留保額不足は発生しません。県への被災件数最終報告から2月末の配分申請締切までの誤差についてのみ不足が生じる見込みです。

## 【参考資料1】

## 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

五十音順

	氏名	所属	職名
委員長	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
委員	おばた たけひろ 小幡 剛弘	静岡市社会福祉協議会	常務理事
委員	かじたに こう 梶谷 浩	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
委員	かやま ひでたけ 加山 秀剛	加山公認会計士事務所	所長
委員	たみや ふみお 田宮 文雄	静岡市自治会連合会	副会長

## 事務局

氏名	職名
いけだ ようへい 池田 陽平	保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長
にしじま ひろみち 西島 弘道	参与兼福祉総務課長

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

各市町長様  
(災害義援金担当課扱い)

令和4年台風第15号災害静岡県義援金  
募集・配分委員会会長  
静岡県健康福祉部長 八木 敏裕

令和4年台風第15号災害静岡県義援金  
第2回配分額の送金及び第3回配分(最終配分)の考え方について

県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの台風災害では、被災地域及び被災者への支援等に御尽力いただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、標記義援金について、令和5年2月2日(木)第3回義援金募集・配分委員会を開催し、別紙1のとおり第2回配分額及び第3回配分(最終配分)の考え方を決定しましたのでお知らせします。本決定に基づき下記のとおり当委員会事務局から貴市・町に第2回配分額を送金いたします。

なお、第1回配分以降に配分対象数に変更となった市町については、調整後の送金額を送金します。

つきましては、当委員会の決定内容を踏まえ、貴市・町にて適正な事務処理のもと被災された方々へ配分いただくとともに、下記により関係資料を事務局へ提出くださいますよう、よろしく願いいたします。

また、受入額の確定は2月下旬に予定しており、確定後速やかに第3回配分を行う予定です。

記

1 貴市・町への配分額

別紙2「第2回配分(市町別配分額一覧)」のとおり。

2 第2回配分額の送金日

令和5年2月14日(火)

※ 貴市町から報告いただいている指定口座に入金します。

3 振込名義

令和4年台風第15号災害静岡県義援金募集・配分委員会 会長 八木 敏裕  
(ふりがな)

れいわよねんたいふうだいじゅうごごうさいがいしずおかけんぎえんきんぼしゅう・はいぶんいいんかい かいちょう やぎ としひろ

4 配分委員会への提出書類

- (1) 提出様式1「義援金配分額入金確認書」：第2回配分額の入金確認後
- (2) 提出様式2「義援金の配分(報告)」：被災者への配分完了後
- (3) 提出方法・提出先

確認又は完了したのちは、速やかに配分委員会事務局まで郵送にて御提出願います。

事務局担当 静岡県福祉長寿政策課  
企画総務班 岩瀬  
住所 〒420-8601  
静岡県葵区追手町9番6号  
電話 054-221-2844

## 令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金 第 2 回配分額結果及び第 3 回配分の考え方

### 1 要旨

「令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金」について、令和 5 年 2 月 2 日に募集・配分委員会を開催し、被災市町への第 2 回配分額及び第 3 回配分（最終配分）の考え方について決定した。

### 2 義援金の概要

- ・名 称：令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金
- ・期 間：令和 4 年 9 月 27 日（火）～令和 4 年 12 月 28 日（水）
- ・募集機関：(福)静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、静岡県
- ・受入総額： 3 6 3, 3 8 2, 3 0 9 円 ※令和 4 年 1 月 27 日現在（受入件数：2,787 件）

### 3 第 2 回配分額

- ・第 2 回配分額：2 1 4, 6 0 3, 0 0 0 円 を以下のとおり決定した。  
（第 1 回配分済額：1 4 6, 2 3 7, 0 0 0 円）

対象市町	配分総額 (円)	第 2 回配分額 (円)	被災区分	配分対象数 (人・世帯)	配分単価 (円)		
					第 1 回	第 2 回	合計
静岡市	325, 115, 000	193, 975, 000	①死者	3	89, 000	122, 000	211, 000
浜松市	7, 212, 000	4, 532, 000	②重傷者 (※)	14	—	106, 000	106, 000
磐田市	6, 730, 000	4, 202, 000	③軽傷者	4	2, 000	3, 000	5, 000
藤枝市	5, 039, 000	3, 096, 000	④全壊	9	89, 000	122, 000	211, 000
袋井市	4, 294, 000	1, 587, 000	⑤大規模半壊	21	66, 000	92, 000	158, 000
焼津市	3, 561, 000	2, 127, 000	⑥中規模半壊	126	55, 000	77, 000	132, 000
島田市	3, 219, 000	1, 917, 000	⑦半壊	2, 374	44, 000	62, 000	106, 000
川根本町	1, 797, 000	1, 045, 000	⑧準半壊	1, 118	22, 000	31, 000	53, 000
牧之原市	1, 434, 000	874, 000	⑨準半壊に至らない(一部損壊)	139	8, 000	13, 000	21, 000
掛川市	965, 000	550, 000	⑩床上浸水	1, 097	8, 000	13, 000	21, 000
御前崎市	684, 000	418, 000					
森町	590, 000	126, 000					
菊川市	158, 000	112, 000					
富士宮市	21, 000	21, 000					
伊東市	21, 000	21, 000					
合計	360, 840, 000	214, 603, 000	計	4, 905	—	—	—

※重傷者は、第 1 回配分において市町から被害報告はなかったが、第 2 回配分に当たり新たに報告があったため、今回の配分に計上した。

(対象市町：15 市町)

#### 4 第3回配分の考え方

- ・受入額の確定は2月下旬に予定しており、確定後速やかに最終となる第3回配分を行う。
- ・第3回配分は、1月27日以降の受入額及び第2回配分の残額を対象とする。
- ・第3回配分では、残額が生じないように、円単位で配分する。
- ・配分は、重度の被災区分に限定する（死者、重傷者、全壊、大規模半壊、中規模半壊）

#### 《参考》第3回配分の対象となる市町

市町	被害状況（重度の被災区分）					第3回 配分対象
	死者	重傷者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	
静岡市		11	4	9	123	○
浜松市		3	2			○
富士宮市						
伊東市						
島田市				2		○
磐田市				1		○
焼津市						
掛川市	1		1	1	1	○
藤枝市					1	○
袋井市	1		1		1	○
御前崎市						
菊川市						
牧之原市						
吉田町						
川根本町	1		1	8		○
森町						
合計	3	14	9	21	126	—

※今後被害状況の変更が生じた場合は、第3回配分対象の市町も変更となる可能性あり

# 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 市町別配分額一覧

別紙2

単位（千円）

区分		人の被害（人）						住 宅（世帯）										計	配分金額						
		死者		重傷者		軽傷者		全壊		大規模半壊		中規模半壊		半壊		準半壊						準半壊に至らない（一部損壊）		床上浸水	
配分単価 （千円）		211		106		5		211		158		132		106		53		21		21		配分 対象数	第1回 配分額	第2回 配分額	
		1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	2回				
		89	122		106	2	3	89	122	66	92	55	77	44	62	22	31	8	13	8	13				
静岡市	対象数			11				4		9		123		2,336		960		39		292		3,774	325,115	131,140	193,970
浜松市	対象数			3		3		2						6		29		7		197		247	7,212	2,680	4,530
富士宮市	対象数																	1				1	21		2
伊東市	対象数																	1				1	21		2
島田市	対象数									2				6		19		12		48		87	3,219	1,302	1,910
磐田市	対象数									1				14		33		17		142		207	6,730	2,528	4,200
焼津市	対象数															3				162		165	3,561	1,434	2,120
掛川市	対象数	1						1		1		1		1						7		12	965	415	550
藤枝市	対象数											1		3		22		6		157		189	5,039	1,943	3,090
袋井市	対象数	1						1		1		2		42						62		109	4,294	2,707	1,580
御前崎市	対象数													1		1		25				27	684	266	410
菊川市	対象数															1		2		3		6	158	46	110
牧之原市	対象数													3		6		27		11		47	1,434	560	870
川根本町	対象数	1				1		1		8		1										12	1,797	752	1,040
森町	対象数													1		2		2		16		21	590	464	120
合計	対象数	3		14		4		9		21		126		2,374		1,118		139		1,097		4,905	360,840	146,237	214,600